仕　様　書

１　概要

1. 件名

令和２年度瀬戸市介護認定電子審査会システム構築業務委託

1. 契約期間

令和３年３月１日から令和３年３月３１日まで

＜参考スケジュール＞

構築するシステムの利用開始日：令和３年４月１日から

ただし、月額の通信料等の課金開始日は令和３年４月１日からとする

1. 目的

瀬戸市において下記の目的を達成する介護認定電子審査会システム構築業務を委託する。

ア　新しい生活様式における安全・安心の確保

1. リモート会議システムを導入した非対面による介護認定審査会の実施
2. 在宅事前審査導入による介護認定審査会開催時間の短縮

イ　介護認定審査事務の効率化

ウ　書面の印刷費用・郵送代の削減

２　委託業務内容

1. 下記に示すアからオの業務に関するシステム開発を実施すること。

ア　審査会委員へ審査資料を電子媒体として発送できること

主に事務局（瀬戸市）が使用する機能。審査会資料（PDF形式）の取り込みや合議体、審査会委員、審査会の管理を行う。また、電子媒体の審査会資料にはメモ等従来の紙媒体資料と同様の書き込みができる機能を有すること。

イ　各審査会委員が事前に審査結果を登録できること

主に審査会委員が使用する機能。ログインした審査会委員が割り当てられた合議体から審査を実施する合議体を選択し、申請者（被保険者）の審査会資料を確認しながら二次審査の事前判定を行う。その際に審査会委員が参照する審査会資料は匿名化処理を行う。

ウ　事務局が事前審査結果を集約できること

主に審査会委員と事務局（瀬戸市）が使用する機能。各審査会委員の事前審査結果の登録後に編集機能をロックし、二次判定事前審査情報を集計する。審査会の当日はこの機能を用い、認定審査会を開催する。

エ　介護認定審査会がリモートで実施できること

主に審査会委員と事務局（瀬戸市）が使用する機能。審査会をリモートで実施する。各審査会委員に事務局（瀬戸市）が事前審査結果の集約画面を投影しながら会議を進行する。審査会終了後には審査会の合議体長による電子署名を実施する。

オ　構築する電子審査会システムが本市の介護保険システムに連動できること

本市で稼働している介護認定システムと連動ができる介護認定電子審査会システムを構築すること。

（参考）システム導入による導入するシステムを用いた将来的な介護認定情報の活用などのシステムの拡張性についても企画提案すること。

1. 端末のキッティング作業を実施すること。

瀬戸市が別途調達する審査用端末に対してキッティング作業（初期セットアップ、介護認定電子審査会システム導入）を実施する。

1. 介護認定電子審査会システムの導入支援、運用サポートを実施すること。

ア　審査会委員向け介護認定電子審査会システム講師・説明要員の派遣

1. 説明用資料の印刷製本、実地演習
2. 対面による操作説明：１回あたり２名の講師派遣
3. 利用開始前の事前操作研修等の実施

イ　「介護認定審査会システム」機能の管理者（瀬戸市）向け支援

1. 対面による操作説明：１回当たり講師２名の派遣
2. 利用開始前の事前操作研修等の実施

（参考）令和３年度以降に対応が必要となる業務

ヘルプデスクの設置（常設）

「介護認定電子審査会システム」機能の管理者（瀬戸市）向け支援

ただし、審査会委員の直接サポートは支援範囲外とする。

メールによる問い合わせ対応（随時）

電話による問い合わせ対応（平日９時から１７時）

なお、祝祭日と運用開始後に別途瀬戸市と協議した年末年始は休業とする。

３　遵守事項

1. システム構築体制

ア　システム管理業務及びシステム運用業務、情報の安全管理に関して責任を持つ「システム管理責任者」を置くこと。

イ　システム管理責任者は、その配下に業務を実施する「システム運用者」を置くこと。

ウ　システム管理責任者及びシステム運用者を記載した書類を瀬戸市に届け出ること。

エ　システム管理責任者は、システム運用者に対し、業務実施に関する事項について十分な育・訓練を実施すること。

1. ガイドライン等への適合

業務の実施にあたり、契約時に下記に示すガイドラインの最新版を遵守し、準拠度が分かる資料（チェックリスト等）を作成し、瀬戸市に提示し、承認を得ること。

ア　クラウドサービス事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン（第１版）

イ　医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン（第２版）

ウ　IPA『安全なウェブサイトの作り方2016年1月27日改訂第７版』

1. システム要件

２４時間３６５日利用可能であること（システムメンテナンスは除く）。また、以下の要件に該当する機能を備えたシステムをウェブ上で提供すること。

ア　機能

1. 別紙１「システム機能一覧」にある機能を備えたシステムを提供すること。
2. 許可を得たユーザーのみが使用できるシステムとすること。具体的には、ログインの際にユーザーID、パスワードを必要とすること。
3. 退職者などがシステムを利用することを防ぐため、管理者の権限でのみ、利用者のユーザーID、パスワードの追加と削除が実施できること。
4. 以下のOS、ブラウザに対応していること。最新のブラウザのバージョンがリリースされた際には、動作の支障がないよう早期に対応し、対応可能なブラウザとバージョンを明示すること。

OS：iOS、Windows

ブラウザ：safari、Edge

1. システムとユーザーの利用端末との通信は、TLSで暗号化する機能を備えていること。また、TLSについて、新しいバージョンがリリースされた際には、最新のものに移行すること。ただし、最新のものに切り替える時期については、事前に市と協議を実施すること。
2. OS、ブラウザやTLSの他、システムを利用することができる動作環境に変更が生じる場合には、あらかじめ市に通知し、了承を得ること。

イ　セキュリティ要件

* 1. データセンターは、日本国内に設置してあり且つ日本の法律に準拠していること。また、データセンターの非常時等に備えるため、設備等を維持・運営する職員を常に配置するとともに、データセンターに設置されているシステムの運用監視を実施すること。
	2. SQLインジェクション等についての対策をとっていること。

ウ　災害対応

ディザスタリカバリを考慮したシステムとなっていること。データセンターの被災を考慮した遠隔地でのシステムの多重化、システム障害、データ破損を考慮したバックアップが取得可能なこと。縮退運用によるサービス継続提供など、瀬戸市の業務を著しく阻害しないシステムとなっていること。

1. 問い合わせ対応等

市からのシステムの問い合わせ対応については、現場対応、打ち合わせ、電話、メール等によって以下のとおり実施すること。

1. 内容

ア　システムの使用に関する問い合わせ

イ　システムの操作に関する問い合わせ

ウ　システムの障害に関する問い合わせ

1. 対応時間

月曜日から金曜日（祝祭日と運用開始後に別途瀬戸市と事前協議した年末年始は休業とする）までの９時から１７時までとする。

1. 記録

各種問い合わせとその対応について記録を残すものとする。

1. システム管理業務

事業者は、個人情報が見読不可な状態でシステムを管理・提供すること。

ア　計画メンテナンス

システムのソフトウェア・機器の拡張・保守・保全を目的とし、計画メンテナンスを実施すること。原則、毎月１回夜間に実施することとし、あらかじめ実施日時を市にメールで通知すること。実施後は、作業結果を報告すること。その際、システムのすべて又はその一部のサービスを停止することができる。ただし、その内容、停止範囲を予め電子メール等により通知すること。

イ　臨時メンテナンス

システムを停止し行う場合は、最小限の回数に留めるとともに、主に夜間に実施するよう努めること。また、システムの利用に影響が及ぶ場合は、速やかに市に報告すること。

ウ　運転・監視

システムの運転・監視については、以下のとおり実施すること。

1. システムの稼働監視は、死活監視、システムアプリケーションの応答監視、さらにファイア・ウォールのアクセス・ログの定期的チェックとすること。
2. システムの異常等によりシステム停止を要する等、緊急を要する場合は、事前に通知することなく、一時的にシステムのサービスを停止することができる。この場合、停止後速やかに市に報告すること。

４　マニュアルの提出

システムの画面構成や操作についての詳細を記したマニュアルを提供すること。なお、マニュアルを更新した際には、最新のものを市に提供すること。

1. 瀬戸市向け

ア　システムの操作・手順マニュアル一式

イ　機器の操作マニュアル一式

５　事業報告

毎月、以下の項目について、市に報告すること。なお、項目の詳細については、市と協議すること。

1. 審査会委員からヘルプデスクへの問い合わせ状況
2. システム運用監視に関する運用状況

６　情報安全対策

受託者は、この契約を履行するにあたり、個人情報の保護及び情報セキュリティについて、下記の点に留意して情報安全対策を実施するものとする。

1. 個人情報の保護に関する法律、瀬戸市個人情報保護条例及び同施行規則、瀬戸市情報安全対策方針及び同基準に基づき情報安全対策を遵守すること。
2. 事業者は、個人情報が見読不可な状態でシステムを管理すること。
3. セキュリティ実施状況の定期的な報告を実施すること。
4. 委託先が調達・管理する情報処理設備及び情報システムの変更において、市に影響を及ぼすものは、事前に市と協議を行うこと。
5. 別紙２「外部委託情報安全対策遵守事項」によること。

７　運用

1. 運用内容を変更する際には、事前に市へ報告し、確認を得ること。
2. システムの変更が行われた場合には変更履歴を市に明示すること。

８　成果物

1. 介護認定電子審査会システム構築済みの端末

なお、インストールする端末については別途瀬戸市が調達するものとする。

1. システムの操作・手順マニュアル一式
2. 機器の操作マニュアル一式

９　委託料の支払い

契約代金はすべての業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき一括で支払うこととする。

１０　瑕疵担保責任

この契約に基づき受託者がシステム開発を実施した場合、システム開発箇所について隠れた瑕疵があり、検査に合格した日から１年以内に市から請求があった場合、受託者は無償で瑕疵の補修を行う。

１１　個人・機密情報の消去

市がシステムの利用を終了した後６０日以内に設備の市が利用したデータ領域に記録されたすべてを、受託者の責任で復元不可能な状態で完全に消去すること。

１２　その他条件

* 1. 受託者は、業務全部を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ず一部の業務について再委託する必要がある場合は、別紙３「再委託に関する特記事項」を順守すること。
	2. 「プライバシーマーク」を取得していること。
	3. この仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。